

校内生活のきまり

千曲市立八幡小学校

1 礼儀

- (1) だれにでも気持ちのよいあいさつをする。
- (2) 職員室、特別教室、教材室、資料室などに用事があるときは、許可を得て入る。
- (3) 職員室に用事があるときは、
①帽子やかばんをとる ②ノックをする ③クラス・氏名・用件をはっきり述べる
- (4) 職員室前の廊下は、用事がない場合は通らない。

2 安全

- (1) 廊下は走らず、人にぶつからないように気をつけて歩く。
- (2) ベランダ、非常階段、屋上、ロータリー、石碑の周りでは遊ばない。
(手すりに乗ったり、窓から身を乗り出したりしない。)
- (3) 教室を移動する時は、整列して移動する。
- (4) ひょうたん池の中には入らない。

3 服装

- (1) 体育の授業や体育集会がある日は、学校指定の運動着を着用して登校する。
寒いときは半袖・半ズボンの上に長袖の運動着を着用する。
半そでや半ズボンの下に長そでやスパッツ等を着用しない。
運動着の時の靴下は、ひざ下丈のものがよい。
- (2) 上履きは ①ひものないもの ②白いもの(カラーラインは可)
③靴裏が黒などの濃い色でないもの。

4 持ち物

- (1) 持ち物には必ず記名をする。
- (2) 学校に必要なもののみはもってこない。
- (3) 自分の持ち物や学校の道具などは大切に扱い、後片付けをきちんとする。
- (4) 教室に忘れた物は、放課後、学校に取りに来ない。

校外生活のみまり

千曲市立八幡小学校

1 登下校

- (1) 7:55 分ころ学校に到着できるように集団登校の集合におくれないように集まる。
- (2) 登校時は班長を先頭に一列に並んで安全に歩く。(最後尾は副班長)
- (3) 必ず決められた道を通る。
- (4) より道はしない。

2 遊び

- (1) 外出する時は、『だれと・どこへ・何をしに行くのか・いつ帰るのか』を家の人に知らせてから出かける。予定が変わったときは必ず連絡する。
困った時に相談する人・場所も決めておく。

お家の方の携帯番号	
お家の人以外で相談できる人・場所	

- (2) 知らない人にさそわれても、ぜったいについて行かない。
- (3) 道路、鉄道線路、変電施設、千曲川、池、姨捨パーキングエリアでは遊ばない。
- (4) 倉庫・空き家・新しく建てている家・工事現場など危険な場所では遊ばない。
- (5) 子どもだけで千曲川・佐野川・宮川・用水では遊ばない。
- (6) 子どもだけで学区外へ出かけない。ただし、西中横の図書館へは、
5・6年生に限り以下の条件のもと行ってよい。
 - ①お家の方の許可を得る
 - ②二人以上で行く
- (7) 子どもだけで、お店に入らない。
- (8) 買い食いや、おごる・おごられることはしない。
- (9) ゲームセンターへは出入りしない。ゲームコーナーでは子どもだけで遊ばない。
- (10) みんなで使う物を大切にし、人の迷惑にならないように遊び、後片付けをする。
- (11) 火遊びは絶対にしない。
- (12) 学校へ自転車で遊びに来たときは、乗り回すことをせず、自転車を置いて遊ぶ。
- (13) 帰宅時刻を守る。
- (14) 長期休みの時は午前 10 時までは学習の時間とし、友達をさそわない。

【帰宅時刻】

4月～ 8月	9月	10月	11月～ 1月	2月～3月	春休み
18時	17時30分	17時	16時30分	17時	17時30分

3 交通

- (1) 交通のきまりを守り、事故を起こさないよう十分気を付ける。
道路は左右の確認をしっかりと行き横断する。道路に飛び出すことは絶対しない。
- (2) 自転車の二人乗りや危険な乗り方はしない。
- (3) 暗い時、道路に雪がある時やこおっている時は、自転車に乗らない。
- (4) 子どもだけで自転車の遠乗りはしない。
- (5) 自転車に乗る時は必ずヘルメットをかぶる。
- (6) 1・2年生は、保護者の見ている場合に限り自転車に乗ることができる。
- (7) 3年生以上は、保護者の責任のもと自転車に乗ることができる。
- (8) 県道・農協前の道路では自転車に乗らず、押して歩く。(下図参照)
- (9) 辻から峰に向かう県道の自転車乗りは、歩道を通る。(下図参照)
※道路交通法では、13歳未満の児童は歩道の走行が可能とされている。
- (10) バイパスは歩道を通り、横断する時は地下道や信号機のある場所か歩道橋を渡る。
信号機と歩道橋の両方ある場所では、歩道橋を渡る。
- (11) 道路ではキックボード等に乗らない。

